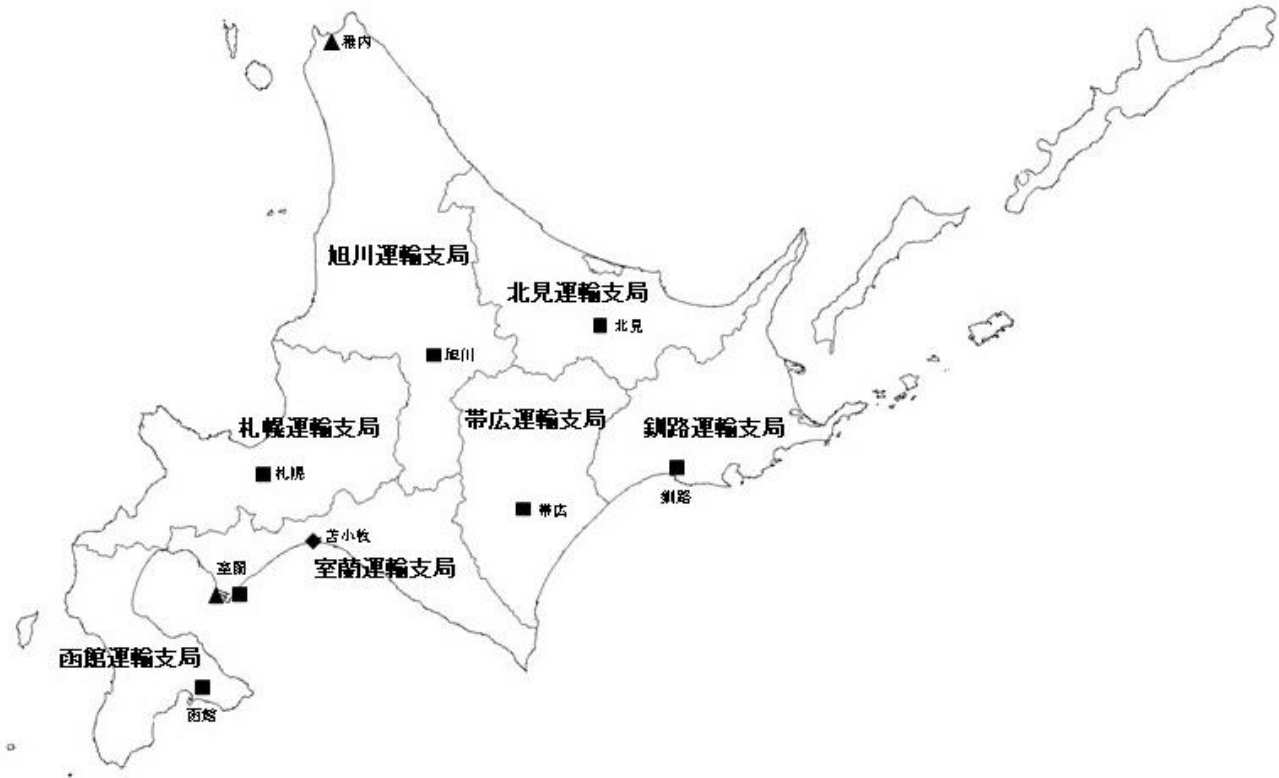


## 運輸支局等管轄区域図

### 1. 一般業務（特例海事業務を除く）の管轄区域図



#### ※凡例

■本庁舎

▲分庁舎

◆海事事務所

■札幌運輸支局（本庁舎）	〒065-0028 札幌市東区北 28 条東 1 丁目
■函館運輸支局（本庁舎）	〒041-0824 函館市西桔梗町 555 番地 24
■旭川運輸支局（本庁舎）	〒070-0902 旭川市春光町 10 番地 1
▲ "（稚内庁舎）	〒097-0023 稚内市開運 2 丁目 2 番 1 号 稚内港湾合同庁舎
■室蘭運輸支局（本庁舎）	〒050-0081 室蘭市日の出町 3 丁目 4 番 9 号
▲ "（入江町庁舎）	〒051-0023 室蘭市入江町 1 番地 室蘭地方合同庁舎
◆ " 苫小牧海事事務所	〒053-0004 苫小牧市港町 1 丁目 6 番 15 号 苫小牧港湾合同庁舎
■釧路運輸支局（本庁舎）	〒084-0906 釧路市鳥取大通 6 丁目 2 番 13 号
■帯広運輸支局（本庁舎）	〒080-2459 帯広市西 19 条北 1 丁目 8 番 4 号
■北見運輸支局（本庁舎）	〒090-0836 北見市東三輪 3 丁目 23 番地

（所掌事務）

第二百二十二条 運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること（都市計画及び都市計画事業に関するものを除く。）。
- 三 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 四 中心市街地の活性化に関する法律第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。
- 五 地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。
- 六 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関するものを除く。）。
- 七 都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。
- 八 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 九 自動車ターミナルに関すること。
- 十 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。
- 十一 観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関すること。
- 十二 旅行業、旅行業者代理業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十二の二 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。
- 十三 ホテル及び旅館の登録に関すること。
- 十四 鉄道等の整備並びにこれらの整備及び運行に関連する環境対策に関すること（軌道の工事施行の認可等に関するものを除く。）。
- 十五 鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十六 鉄道等の安全の確保に関すること（軌道の工事施行の認可等に関するものを除く。）。
- 十七 鉄道等に関する事故及びこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）。
- 十八 陸運機器等の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器等の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十九 道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十 自動車車庫に関すること。
- 二十一 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること。
- 二十二 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関すること。
- 二十三 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。
- 二十四 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両の使用に関すること。
- 二十五 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十六 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十七 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 四十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき地方運輸局に属させられた事務